

第 2 期和光市子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景・趣旨

和光市（以下「本市」という。）では、子どもや子育て支援対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成 27 年に「和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化対策や子ども・子育て支援に取り組んできました。

特に、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を行うため、相談支援に個別ケアマネジメントの手法を導入し、医療・保健・予防・福祉の各サービスが一体的に提供可能な仕組みとなる「わこう版ネウボラ」の実施により、子どもや子育て世帯に対する相談支援の強化を行い、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくための環境づくりに取り組んできました。

昨今、虐待の相談件数が急増するほか、経済的に困窮状態にある家庭における貧困の連鎖など子どもと家庭を取り巻く問題は、複雑化且つ深刻化しています。

国は、全ての児童が健全に育成されるよう児童養護の権利を明確化し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の強化等を図るため、平成 28 年 5 月に児童福祉法の一部を改正しました。更に増加する児童虐待に対応し、子どもの尊い命が失われることがないように、児童虐待防止対策体制総合強化プランを策定し、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るため、令和元年 6 月に児童福祉法等の一部を改正しました。しかしながら、痛ましい児童虐待は後を絶ちません。

また、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成 27 年 4 月からスタートさせました。必要とする全ての家庭が利用できる支援を目指し整備しているものの、現在も保育所等の利用に至らず待機児童が発生しています。

小学生においても、就学前保育ニーズに連動し共働き家庭などが増加しています。これに対応するとともに、次世代を担う人材を育成するため、国は平成 30 年 9 月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業の計画的な整備等を進めていくこととしています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の形成など、子どもや子育て家庭を社会全体で支援していくことが課題となっています。

これらの国の動向をふまえ、社会状況の変化に対応しつつ、子ども・子育ての支援を切れ目なく推進していくため、新たに「第 2 期和光市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな取り組みや目標を定めるものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」として位置づけます。また、本市の子ども・子育て支援に係る基本理念を掲げるとともに、基本目標・基本方針及び施策に紐づく事業概要を明らかにし、子ども・子育て支援の総合的且つ計画的な施策の推進を図るものです。

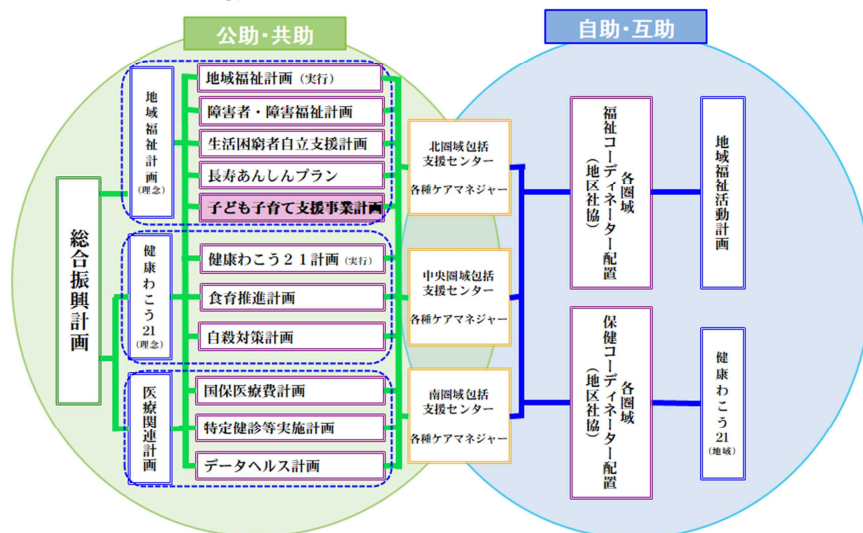
策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえるとともに、本市の独自施策を盛り込んだ計画としています。

3 他の計画との整合性

本計画は、「第五次和光市総合振興計画」が掲げる理念や将来像を基に、本市における子ども・子育て支援についての総合的な計画として、目標や具体的な施策等を示したものです。

さらに、総合振興計画の部門別計画（保健福祉分野）としての性格を有する「和光市地域福祉計画」や「健康わこう21計画」の策定趣旨に沿って、保健・福祉・医療分野の各種計画との整合を図り、地域包括ケアシステムの視点により施策を推進します。

地域包括ケアシステムにおける計画連携



4 計画の期間

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、令和2年度から6年度までの5か年を計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて本計画の見直しを行うものとしします。

【基本理念】

「子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくり」

平成 28 年の児童福祉法の改正において、児童が適切な療育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有することが法に規定され、全ての児童が健全に育成されるように、児童を中心とした福祉の保障が明確化されました。

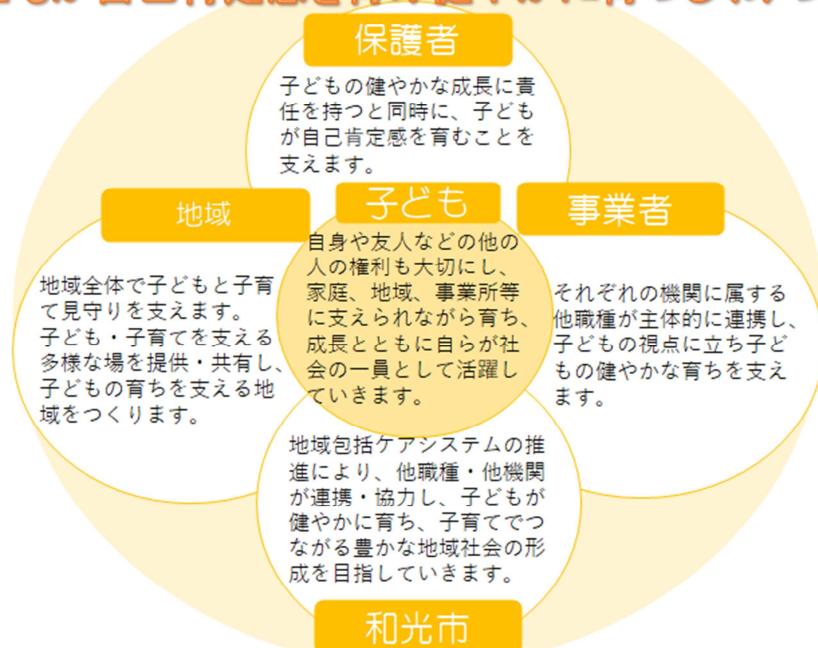
これにより、子どもと子育て世帯への支援において、子どもを中心とした観点をより重視し、子どもが自己肯定感を育ていけるしくみづくりが求められています。

複雑化している社会の中においても、子どもたちが自己肯定感を獲得しながら、社会の構成員として成熟していくためには、その年齢や発達の程度に応じて、個々の子どもが自分の思いや意見を自由に表現し、そして、それを受け止めてもらえる関係や環境（「居場所」）が確保されることが重要です。

本市では、子どもたちの生活に身近な自治体として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子ども一人ひとりが、家庭や社会の中でかけがえのない個性ある存在として尊重され、その最善の利益が図られるよう、行政・事業者・市民が子どもと子どもの育成を担う保護者と共に重層的、継続的な支援のしくみを構築していきます。

また、将来にわたり持続可能な社会保障制度への視点をもちつつ、平成 27 年度からスタートした子ども・子育て支援新制度のもと、これまでの本市の取組みを継承し、子どもと子育て家庭が地域で孤立することなく、また、子どもたちが新たな時代の担い手として活躍していくためのしくみづくりを充実させていきます。

子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくり



6 基本目標・基本方針

本市では、保健福祉分野において地域の課題を地域の中で解決するための仕組みである「地域包括ケアシステム」を念頭に置いた各種施策を推進しています。

この仕組みを子ども・子育て施策にも拡げ、市民が地域で自立した生活を送り続けることができる地域づくりを目指し、子ども・子育て施策を推進していきます。

本計画では、基本理念を実現するための基本目標及び基本方針を次のとおり掲げ、具体的な施策・事業を展開していきます。

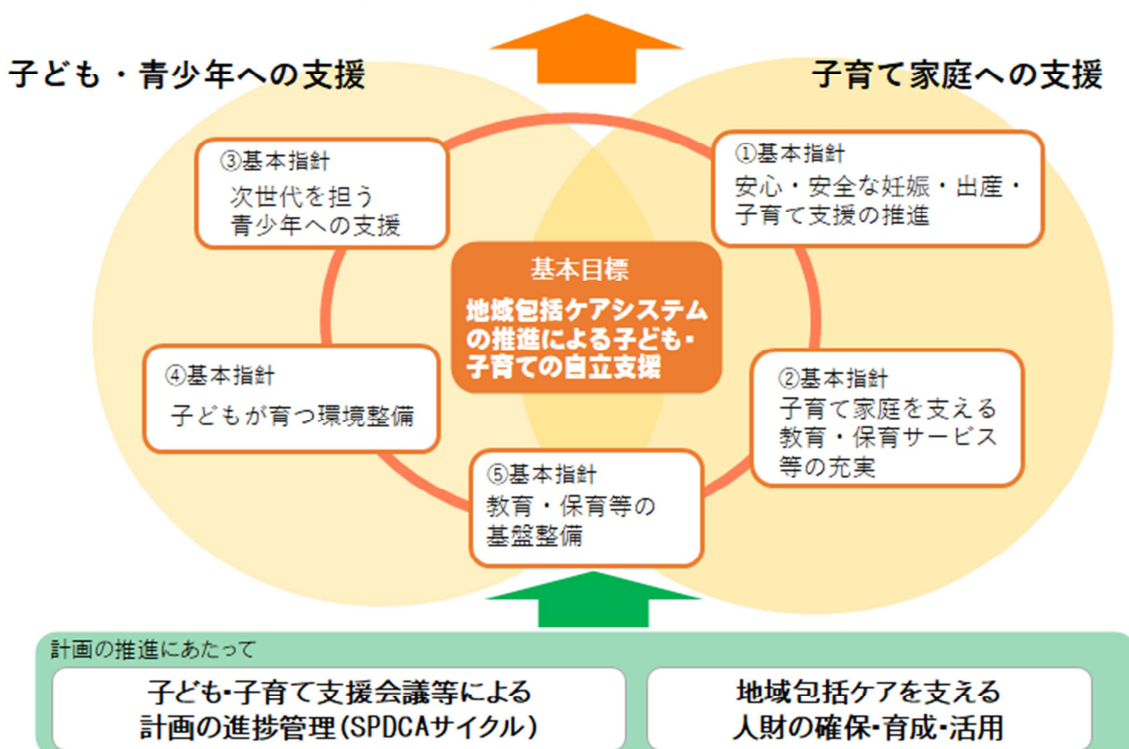
【基本目標】

「地域包括ケアシステムの推進による子ども・子育ての自立支援」

【施策の基本方針】

- ①安心・安全な妊娠・出産・子育て支援の推進
- ②子育て家庭を支える教育・保育サービス等の充実
- ③次世代を担う青少年への支援
- ④子どもが育つ環境整備
- ⑤教育・保育等の基盤整備

子どもが自己肯定感を育み健やかに育つしくみづくり



7 地域包括ケアシステムとわこう版ネウボラ

■地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、地域の課題を地域の中で解決することを基本として、子ども・子育て家庭、障害児（者）、高齢者等の地域住民に対して個別支援を行うため、あらゆる地域資源（社会資源）を活用して、包括的・継続的につないでいくための仕組みです。

■わこう版ネウボラ

本市では子ども・子育て家庭における地域包括ケアシステムを推進するために、「わこう版ネウボラ」として相談支援体制を整備・推進しています。ネウボラ（neuvola）とはフィンランド語で「アドバイスの場」を意味しており、妊娠期から就学期まで、かかりつけ専門職が母子および家族全体に寄り添い、支える支援制度の名称です。「わこう版ネウボラ」とは、ネウボラを本市の実情に合わせ、妊娠・出産・育児期の切れ目のない支援体制のことを指します。

以前は戸籍住民課で母子健康手帳の交付を行っていましたが、「わこう版ネウボラ」が構築されてからは、地域の子育て世代包括支援センター等で、母子健康手帳を交付するようになり、交付者全員に対し専門職による相談を行っています。相談の結果、支援が必要と思われる妊産婦や子育て世帯については、プランを作成し、他職種他制度を連携し、チームケアによる支援を実践してきました。今後も妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援体制を推進していくために、日常生活圏域で相談支援を実施する「わこう版ネウボラ」を引き続き推進してまいります。

8 計画の推進に向けて

和光市子ども・子育て支援会議条例の規定に基づき設置される和光市子ども・子育て支援会議において、子ども・子育てに関する施策を継続的に審議し、計画を推進していきます。

また、事業者間の情報交流・意見交換の場である事業者連絡会において、制度の改正内容の周知をするとともに、子ども・子育て支援に携わる職員の能力の向上に資する研修会等を実施することにより、市と事業者が本計画の基本理念や基本目標を共有し、施策方針に沿った事業を効果的に推進していきます。

さらに、計画を推進していくためには、児童相談所等の行政機関、民生委員・児童委員協議会や子育てに関係する市民団体等との連携、そして、地域の方による協力と参加が必要です。そのため、市民に対して積極的に情報提供をしていくとともに、市と各種団体、地域住民との連携を図るとともに、庁内の推進体制についても必要に応じ見直しを図ります。

9 計画の進行管理

本計画を着実に推進するため、和光市子ども・子育て支援会議を定期的で開催し、

会議において計画の進捗状況の把握・点検を行います。

計画の進行管理では「SPDCAサイクル」を導入し、事業の進捗状況、見込量と提供体制の実績について自己評価及び子ども・子育て支援会議における評価を行うことで計画の変更や事業の見直し等を実施します。

【SPDCA サイクル】

S (Survey) … 調査

P (Plan) … 計画

D (Do) … 実行

C (Check) … 評価

A (Act) … 改善